

【自動車営業施設基準（食品販売業）】

食品の製造販売行商等衛生条例（抄）

（昭和 29 年 8 月 2 日北海道条例第 46 号）

〔沿革〕昭和 30 年 12 月 1 日条例第 91 号、33 年 4 月 1 日第 32 号、34 年 8 月 20 日第 28 号、36 年 4 月 1 日第 15 号、37 年 7 月 26 日第 45 号、51 年 3 月 31 日第 20 号、55 年 3 月 31 日第 20 号、59 年 4 月 1 日第 21 号、63 年 4 月 1 日第 23 号、平成 4 年 3 月 31 日第 19 号、6 年 10 月 17 日第 44 号、7 年 10 月 17 日第 32 号、10 年 3 月 31 日第 15 号、11 年 7 月 23 日第 27 号、12 年 3 月 29 日第 50 号、13 年 3 月 30 日第 25 号、16 年 3 月 31 日第 31 号、21 年 3 月 31 日第 15 号改正

（目的）

第 1 条 この条例は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他法令に定めがあるもののほか、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もって公衆の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 販売業 施設を設けて菓子類（汚染防止の措置をとられているものを除く。）・アイスクリーム類・そう菜類・半乾魚及び塩蔵魚・魚肉ねり製品・めん類（乾めんを除く。）・米飯類・生あん・豆腐及びその加工品・こんにゃく・はかり売するみそ、醤油及び酒類・食肉製品（かん詰及びびん詰にされているものを除く。）を販売する営業及び食品添加物を卸売する営業をいう。

四 販売業者 この条例により登録を受けて販売業を営む者をいう。

（施設の基準）

第 3 条 販売業者及び製造業者は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める施設の基準に従わなければならない。ただし、行事、祭り等に際して臨時又は仮設の施設により営業を行う場合その他特別の理由により営業を行う場合で、衛生上支障がないと認められるときは、その範囲において、当該基準の一部を適用しない。

一 販売業 別表第 1 に掲げる基準

別表第1（第三条関係）

一 食品の自動販売機を設置して行う営業以外の営業

- 1 施設は、衛生上支障のある場所に設けないこと。ただし、衛生上十分な対策が講じられている場合は、この限りでない。
- 2 施設には、販売場を設けること。
- 3 施設は、販売場とそれ以外の場所を壁その他衛生上支障のない方法によって区画すること。
- 4 販売場の内壁及び天井は、清掃しやすい構造であること。
- 5 施設には、従業員専用の手洗い設備を設けること。ただし、汚染防止の措置がとられている食品のみを販売する場合にあっては、この限りでない。
- 6 食品に直接接触する部分が耐水性材料（モルタル、石等水により腐食しにくいものをいう。以下同じ。）で造られ、かつ、洗浄しやすい器具及び容器を備えること。
- 7 食品、器具及び容器包装を衛生的に保管する設備を設けること。